

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月29日
【会社名】	日本山村硝子株式会社
【英訳名】	Nihon Yamamura Glass Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 山村 幸治
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市西向島町15番1
【電話番号】	(06)4300-6000(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 三室 達矢
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿6丁目14番1号 新宿グリーンタワービル20階 (東京本社)
【電話番号】	(03)3349-7200(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 三室 達矢
【縦覧に供する場所】	日本山村硝子株式会社 東京本社 (東京都新宿区西新宿6丁目14番1号 新宿グリーンタワービル20階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年6月27日開催の当社第89期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
 平成30年6月27日

(2) 当該決議事項の内容
 第1号議案 剰余金の処分の件
 期末配当に関する事項
 当社普通株式1株につき金2円50銭 総額262,364,120円

第2号議案 株式併合の件
 併合の割合 当社普通株式について、10株を1株に併合する。
 効力発生日 平成30年10月1日
 効力発生日における発行可能株式総数 30,000,000株

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、山村幸治、上高雄樹、小林史吉および明神裕を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	73,013	384	63	（注）1	可決（99.48%）
第2号議案	73,007	390	63	（注）2	可決（99.47%）
第3号議案				（注）3	
山村 幸治	62,667	10,730	63		可決（85.38%）
上高 雄樹	65,012	8,385	63		可決（88.58%）
小林 史吉	72,297	1,100	63		可決（98.50%）
明神 裕	72,092	1,305	63		可決（98.22%）

- （注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
 2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
 3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主から、各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算しておりません。

以上